

## パレスチナ被災民に係る物資協力の実施について

〔平成21年1月23日〕  
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、パレスチナ被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成20年度において、国際連合パレスチナ難民救済事業機関(以下「UNRWA」という。)に対し、現在、ガザ地区においてパレスチナ被災民に対して行われているUNRWAの活動に協力するために必要な

(1) 毛布	29,000枚
(2) ビニールシート	8,000枚
(3) スリーピングマット	20,000枚

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

## 説 明

- 1 ガザ地区においては、イスラエル・パレスチナ間の紛争に伴い、昨年12月27日からイスラエルがガザ地区に対して大規模な空爆及び地上攻撃を行い、本年1月18日までにパレスチナ人1,300名以上が死亡、約5,300名が負傷する等の甚大な被害が生じている。
- 2 ガザ地区では、上記被害に伴い、生活必需品が極端に不足し、人道的見地から看過し得ない状況となっている。
- 3 国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、ガザ地区において被災民救援等の人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、UNRWAから我が国に対し、ガザ地区におけるパレスチナ被災民に早急に必要とされる毛布、ビニールシート等の譲渡要請がなされたものである。